

## 江南区魅力発信プロジェクト実行委員会 会則

### (名称)

第1条 本会は、江南区魅力発信プロジェクト実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 実行委員会は関係交流人口の拡大やUターン等につなげるため、新潟市江南区の魅力を発信し、江南区の良さを認識してもらうことを目的とする。

### (事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 江南区出身の大学生等に向けた、江南区の魅力を再認識してもらうための取り組み
- (2) その他実行委員会が定める業務

### (実行委員会の会員)

第4条 実行委員会は、別表の団体をもって組織する。

### (役員の数及び選任)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 監 事 1名
- 2 前項の役員は、第5条第1項の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

### (役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
- 3 監事は実行委員会の会計について監査する。

### (会議)

第7条 会議は、会長が必要に応じて開催することができる。

- 2 会議は会長が招集し、議長は会長が務める。
- 3 会議は、会員の過半数の出席（委任状含む）をもって成立する。
- 4 会議の議決は出席者の過半数（委任状含む）をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを議決する。

(会計)

第8条 実行委員会の経費は、新潟市からの負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第9条 実行委員会の会計年度は、初年度は設立の日から令和4年3月31日までとし、次年度以降、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第10条 実行委員会は、その決議により解散することができる。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、新潟市に帰属するものとする。

(事務局)

第11条 実行委員会の事務を処理するため、新潟市江南区地域総務課内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項は、会長が定める。

(細則)

第12条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の事務の運営上必要な細則等は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和3年8月6日から施行する。